

# 金融行政転換期のいま 金融再編の足取りを辿る！

## 都銀はメガバンクに 第二地銀は3割近く減少

第1回 不良債権処理と銀行再編

日本総合研究所 上席主任研究員

藤田 哲雄



◀(上)旧北海道拓殖銀行本店(下)旧日本債券信用銀行本店(写真…共同通信)

### 2 不良債権問題の 表面化とその対応

1994年に東京協和信用組合、安全信用組合が破綻した。こ

掛け目を乗じた金額を融資の上限金額とすることが多かったため、地価下落が始まった当初は、債権はほとんど不動産担保によって保全されており、大きな問題とならないと考える人が多かった。

これはバブル崩壊後の金融システム不安定化が最初に顕現化したものだった。そして翌1995年には木津信用組合、コスモ信用組合、兵庫銀行が破綻した。

当時は、銀行の経営破綻については、個別の案件ごとに対応する考え方が一般的であり、次々と起こる金融機関の経営の変調に対応するシステム対応的な考え方はなかった。

1996年に破綻した住宅金融

1 997年11月に、山一證券や北海道拓殖銀行が経営破綻し、大手金融機関は破綻しないという神話が崩壊した。その後も日本長期信用銀行、日本債券信用銀行などの大型金融機関の国有化が相次ぎ、金融システムは危機的な状況に陥った。

この金融危機を機に、わが国の金融行政は大きく転換し、金融機関の経営も大きく変化した。

本特別企画では、3回にわたり日本の金融危機から20年間の経済社会環境や金融行政の変化を振り返るとともに、金融再編がどのように進んだのかについて考察したい。第1回は、バブル経済が発生して97年に金融危機が生じ、不良債権問題がほぼ収束する2006年までについて述べてい

### 1 バブル経済の 形成と崩壊

1980年代のバブル経済は、景気拡大を狙った金利(公定歩合)の引下げが行われ、低金利政策が長期化するも、不動産や

専門会社の処理に約6800億円の公的資金が投入されたが、このような不良債権処理に対して税金を投入することについて論議が巻き起こり、多くの反対意見が表明された。

結果的に公的資金は投入されたものの、その後の銀行の破綻処理について公的資金を投入しづらくなり、後年、全体としての不良債権処理が長引いた原因の一つとなったともいわれる。

1996年には、預金保険制度のペイオフも凍結された。預金保険では金融機関が破綻した場合、元本1000万円とその利息までを上限として保護されるどころ、金融不安に備えて2001年まで全額保護することとし、不要な資金の引出しを抑制した。

### 金利減免債権等を含めると 不良債権額は約40兆円に

1996年は金融危機の前年であるが、当時は金融機関にどれだけの不良債権が存在するのか、当局も正確に把握できていなかった。

当時の金融監督官庁である大蔵

株式に資金が流入したことが背景となった。

当時、不動産価格は右肩上がりに上昇しており、東京が今後国際金融都市になると、ますます不動産に対する需要が増加するとの思惑から、不動産への投資が盛んに行われた。

ここでは、不動産からの賃料収入よりも、むしろ将来的な値上がりによって期待されるキャピタルゲインを狙う案件が多かった。銀行は通常、不動産を担保に取つていけば貸出に応じた。

不動産や株式などの資産価格がバブル需要によって上昇すると、すでに担保として差し入れていた不動産の担保余力が増大し、さらに借入れを行う例も少なくなかった。このような右肩上がりの成長を前提としたバブル経済は、将来の価格上昇期待が続く間は好循環が続いたが、不動産への融資が1990年に規制されると、1991年に地価は下がり始め、担保となっていた不動産価格も下落し始めた。銀行は土地の価格に7割程度の

省からは、1992年4月に初めて、3月末時点で6カ月以上利払いが停止している延滞債権の元本は、主要行(都市銀行、長期信用銀行、信託銀行)だけで7兆円から8兆円、そのうち担保や保証でカバーされていないのは2兆円から3兆円と発表された。

その後も半年ごとに不良債権額が発表された。開示する不良債権の範囲については、全国銀行協会や金融制度調査会で検討が行われ、1993年3月期からは、主要行については破綻先債権額および延滞債権額(利払いが6カ月以上延滞)を開示することになり、地域金融機関(地方銀行・第二地方銀行)については破綻先債権額のみ開示することになった。

この時点で、金利減免債権について開示が見送られたのは、時間がかかるが元本は回収されることが前提になっているということが理由であった。

このような不良債権の情報開示に対しては、不十分であるという批判が強まっていたこともあり、大蔵省は1995年6月に不良債